

伊 勢 市 公 報

第 196 号
平成 26 年 1 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市保育所条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例	12
規 則	
○ 伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	14
訓 令	
○ 伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程	16
上下水道事業訓令	
○ 伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令	18
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	20
告 示	
○ 認可地縁団体の認可について	23
○ 道路の供用開始について	25
○ 平成 25 年補正予算の要領について	26
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙管理委員会委員長について	48
・ 選挙管理委員会委員長職務代理者について	49
上下水道告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	50
○ 聴聞公示通知書	51
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	52
○ 犬の抑留について	53
○ 犬の抑留について	54
○ 農用地利用集積計画について	55

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 26 号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成 17 年伊勢市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第4中2の表を次のように改める。

2 伊勢市倉田山公園野球場

(1) 入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合

ア グラウンド等使用料

使用者		グラウンド使用料 (1時間当たり)	照明使用料 (1時間当たり)	備考
伊勢市 民の場合	一般	2,500円	7月～9月 4,850円 その他 4,540円	1時間未満 は、1時間 とする。
	小・中・ 高・大学 生	1,200円		
伊勢市 民でない 場合	一般	5,000円		
	小・中・ 高・大学 生	2,500円		

注 この表において「伊勢市民」とは、本市に住所を有する者又は本市に事務所を有する法人をいう。

イ 附属設備等の使用料

区分	名称	単位	金額	備考
附属設備	屋内練習場1	1時間	200円	1時間未満 は、1時間
	屋内練習場2	1時間	200円	

	更衣室 A	1 時間	300 円	とする。
	更衣室 B	1 時間	300 円	
	更衣室 C	1 時間	300 円	
	更衣室 D	1 時間	300 円	
	シャワー室 1	1 回	500 円	
	シャワー室 2	1 回	500 円	
	本部席・報道・来賓室	1 時間	500 円	
	会議室 A	1 時間	500 円	
	会議室 B	1 時間	500 円	
	審判補助員室	1 時間	200 円	
	審判更衣室	1 時間	200 円	
	附属設備全面使用	1 時間	3,000 円	
備品類	スコアボード(全面使用)	1 回	3,000 円	
	スコアボード(得点及びカウント表示のみ使用)	1 回	1,500 円	
	放送設備	1 回	1,000 円	
空調設備	更衣室 A	1 時間	100 円	1 時間未満は、1 時間とする。
	更衣室 B	1 時間	100 円	
	更衣室 C	1 時間	100 円	
	更衣室 D	1 時間	100 円	
	本部席・報道・来賓室	1 時間	100 円	
	会議室 A	1 時間	100 円	
	会議室 B	1 時間	100 円	

	審判補助員室	1 時間	100 円
	審判更衣室	1 時間	100 円

(2) 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合

使用者		グラウンド 使用料 (1日当たり)	照明使用料 (1時間当 たり)	備考
入場料等が 1人につき 1,000円未満	一般	85,200円	7月～9月 4,850円 その他	1 附属設 備等の使 用料を含 む。 2 1時間 未満は、 1時間と する。
	小・中・ 高・大学生	59,200円		
入場料等が 1人につき 1,000円以上	一般	355,200円	4,540円	
	小・中・ 高・大学生	195,200円		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の伊勢市体育施設条例に基づく倉田山公園野球場の使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

伊勢市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 28 号

伊勢市保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市保育所条例（平成 17 年伊勢市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立さくらぎ保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第29号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは」を「又は」に、「許可をし、又は法第35条の規定により同意した」を「許可をした」に改める。

第3条第1項第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条中「若しくは」を「又は」に、「許可をし、又は法第35条の規定により同意した」を「許可をした」に改め、「又は同意」を削り、「許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日」を「許可をした日」に改め、「又は当該協議」を削り、「許可をし、又は当該協議が成立した日」を「許可をした日」に改める。

別表令第7条第1号に掲げる物件の項中「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 25 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年伊勢市規則第145号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「充当加算金」を「充当に係る加算金」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附則第3項中「の規定（第4条から第7条までを除く。）」を「（第4条から第9条までを除く。）の規定」に改める。

附則に次の1項を加える。

（還付又は充当に係る加算金の割合の特例）

- 4 当分の間、第9条第1項に規定する加算金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第4項の規定は、加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令を次

のように定める。

平成25年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業訓令第1号

伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令
伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領（平成17年伊勢市上下水道
事業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「下水道事業受益者負担
金」の次に「及び下水道事業区域外流入協力金」を加える。

第3条の見出し中「地方公共団体の」を削り、同条中「第236条第1項
及び第2項」の次に「並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条
第7項」を加える。

第4条中「第15条の7第4項」の次に「又は国税徴収法（昭和34年法律
第147号）第153条第4項」を加える。

第5条中「第15条の7第5項」の次に「又は国税徴収法第153条第5
項」を加え、同条第4号中「保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30
号）による支援給付」を加える。

第7条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、「第15条の7第5項」
の次に「又は国税徴収法第153条第5項」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程を次のように定める。

平成 25 年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市農業集落排水事業使用料等不納欠損処分取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、農業集落排水事業使用料及び農業集落排水事業分担金（以下「農業集落排水事業使用料等」という。）の徴収事務を能率的に処理するため、不納欠損処分及び納付又は納入の義務の消滅に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(不納欠損処分及び納付又は納入の義務の消滅に関する取扱い)

第2条 農業集落排水事業使用料等の不納欠損処分及び納付又は納入の義務の消滅に関する取扱いについては、伊勢市下水道使用料等不納欠損処分取扱要領（平成17年伊勢市上下水道事業訓令第1号）に規定する下水道使用料等の不納欠損処分及び納付又は納入の義務の消滅に関する取扱いの例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正す

る規程を次のように定める。

平成25年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第11号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「充当加算金」を「充当に係る加算金」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第3項中「の規定（第7条から第10条までを除く。）」を「（第7条から第12条までを除く。）の規定」に改める。

附則第4項ただし書中「第10条の規定（）」を「第10条から第12条までの規定（第10条については、）」に改める。

附則に次の1項を加える。

（還付又は充当に係る加算金の割合の特例）

- 5 当分の間、第12条第1項に規定する加算金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第5項の規定は、加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものにつ

いては、なお従前の例による。

平成 25 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、197,601 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、48,766,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		60,000	10,988	70,988
	1 地方特例交付金	60,000	10,988	70,988
15 国庫支出金		6,147,055	130,147	6,277,202
	1 国庫負担金	4,664,231	126,348	4,790,579
	2 国庫補助金	1,445,811	3,799	1,449,610
16 県支出金		2,777,863	79,516	2,857,379
	1 県負担金	1,548,351	46,513	1,594,864
	2 県補助金	956,070	32,801	988,871
	3 委託金	273,442	202	273,644
18 寄附金		26,002	2,335	28,337
	1 寄附金	26,002	2,335	28,337
19 繰入金		2,733,237	△25,385	2,707,852
	1 基金繰入金	2,733,237	△25,385	2,707,852
歳入合計		48,568,543	197,601	48,766,144

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		369,962	△10,068	359,894
	1 議会費	369,962	△10,068	359,894
2 総務費		4,387,981	△48,004	4,339,977
	1 総務管理費	3,392,643	△8,056	3,384,587
	2 徴税費	522,224	△16,757	505,467
	3 戸籍住民基本台帳費	187,443	△17,352	170,091
	4 選挙費	230,327	△884	229,443
	5 統計調査費	23,722	△3,541	20,181
	6 監査委員費	31,622	△1,414	30,208
3 民生費		16,597,792	260,883	16,858,675
	1 社会福祉費	4,134,583	240,271	4,374,854
	2 老人福祉費	3,797,665	△15,525	3,782,140
	3 児童福祉費	6,177,891	△16,513	6,161,378
	4 生活保護費	2,400,336	54,718	2,455,054
	5 人権政策費	74,007	△1,552	72,455
	6 国民年金事務費	13,310	△516	12,794
4 衛生費		4,596,862	△32,135	4,564,727
	1 保健衛生費	2,803,290	△10,510	2,792,780
	2 清掃費	1,793,572	△21,625	1,771,947
5 労働費		164,384	2,046	166,430
	1 労働諸費	164,384	2,046	166,430
6 農林水産業費		3,064,213	△11,558	3,052,655
	1 農業費	2,947,915	△5,381	2,942,534
	2 林業費	36,510	486	36,996
	3 水産業費	79,788	△6,663	73,125
7 商工費		309,273	8,527	317,800
	1 商工費	309,273	8,527	317,800
8 観光費		691,049	642	691,691
	1 観光費	691,049	642	691,691
9 土木費		5,999,412	△3,832	5,995,580

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	226,248	12,201	238,449
	2 道路橋梁費	1,447,686	△11,382	1,436,304
	3 河川費	506,864	6,408	513,272
	5 都市計画費	3,591,892	△9,947	3,581,945
	6 住宅費	205,526	△1,112	204,414
10 消防費		2,720,536	△2,602	2,717,934
	1 消防費	2,720,536	△2,602	2,717,934
11 教育費		4,117,584	33,702	4,151,286
	1 教育総務費	956,637	△8,188	948,449
	2 小学校費	747,586	21,791	769,377
	3 中学校費	575,815	13,723	589,538
	4 幼稚園費	154,757	△7,554	147,203
	5 社会教育費	745,093	△7,381	737,712
	6 保健体育費	937,696	21,311	959,007
歳出	合計	48,568,543	197,601	48,766,144

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	駐輪場整備事業	12,500
3 民生費	3 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度電子システム導入経費	27,322
4 衛生費	1 保健衛生費	太陽光発電普及促進事業	6,000
9 土木費	5 都市計画費	公園整備事業	260,577
10 消防費	1 消防費	消防本部庁舎新設事業	16,800

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	3,794
広報いせ印刷製本業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	29,000
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	8,445
保健福祉会館管理運営委託	自 平成25年度 至 平成28年度	32,130

事 項	期 間	限 度 額(千円)
障害者保健福祉計画策定業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	4,990
健康・医療電話相談業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	9,796
一般廃棄物収集運搬業務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	265,800
伊勢市都市農山村交流促進施設管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	12,255
“ようこそお伊勢さんへ”キャンペーンの推進	自 平成25年度 至 平成26年度	30,000
伊勢古市参宮街道資料館管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	16,225
伊勢河崎商人館管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	22,580
伊勢市立図書館管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	622,290
伊勢市生涯学習センター管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	380,575
伊勢市観光文化会館管理運営委託	自 平成25年度 至 平成30年度	187,717

平成25年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成25年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、136,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,363,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金		325,960	13,428	339,388
	1 療養給付費等交付金	325,960	13,428	339,388
10 繰越金		1	122,848	122,849
	1 繰越金	1	122,848	122,849
歳入合計		14,227,069	136,276	14,363,345

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		184,712	△8,605	176,107
	1 総務管理費	156,291	△8,605	147,686
3 後期高齢者支援金等		1,747,252	17	1,747,269
	1 後期高齢者支援金等	1,747,252	17	1,747,269
4 前期高齢者納付金等		1,017	711	1,728
	1 前期高齢者納付金等	1,017	711	1,728
8 保健事業費		194,838	△444	194,394
	1 特定健康診査等事業費	176,540	△444	176,096
10 諸支出金		11,404	144,597	156,001
	1 償還金及び還付加算金	10,901	144,597	155,498
歳 出 合 計		14,227,069	136,276	14,363,345

平成25年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成25年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,911千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,561,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,481,854	△4,911	1,476,943
	1 一般会計繰入金	1,481,854	△4,911	1,476,943
歳入合計		2,566,353	△4,911	2,561,442

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		57,040	△4,911	52,129
	1 総務管理費	51,870	△4,911	46,959
歳 出	合 計	2,566,353	△4,911	2,561,442

平成25年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、21,720千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11,837,415千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,456千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、30,249千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,908,818	△5,410	2,903,408
	2 国庫補助金	633,086	△5,410	627,676
4 県支出金		1,454,408	△2,705	1,451,703
	2 県補助金	32,076	△2,705	29,371
6 繰入金		1,770,916	△13,605	1,757,311
	1 一般会計繰入金	1,713,438	△10,730	1,702,708
	2 基金繰入金	57,478	△2,875	54,603
歳入合計		11,859,135	△21,720	11,837,415

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		252,873	△8,025	244,848
	1 総務管理費	116,282	△8,025	108,257
3 地域支援事業費		173,403	△13,695	159,708
	1 地域支援事業費	173,403	△13,695	159,708
歳 出	合 計	11,859,135	△21,720	11,837,415

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		26,572	△2,456	24,116
	1 一般会計繰入金	26,572	△2,456	24,116
歳入合計		32,705	△2,456	30,249

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		32,595	△2,456	30,139
	1 介護予防サービス 事業費	32,595	△2,456	30,139
歳 出	合 計	32,705	△2,456	30,249

平成25年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
イ 配水管・施設新設及び改良事業	1,446,322 千円	△5,768 千円	1,440,554 千円
ウ 老朽管更新事業	400,153 千円	465 千円	400,618 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,471,558	△11,785	2,459,773	
第1項 営業費用	2,264,654	△11,733	2,252,921	
第2項 営業外費用	190,973	△52	190,921	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,391,712 千円」を「1,386,409 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 資本的支出	2,207,275	△5,303	2,201,972	
第1項 建設改良費	1,916,748	△5,303	1,911,445	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	344,545	△17,223	327,322

平成25年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,646,922千円	△11,140千円	2,635,782千円
ウ 雨水管渠更新事業	88,043千円	△140千円	87,903千円
エ ポンプ場築造事業	167,253千円	△2,934千円	164,319千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業費用	2,561,701	3,990		2,565,691
第1項 営業費用	1,922,876	3,990		1,926,866

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,546,571千円」を「1,532,357千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	4,377,070	△14,214		4,362,856
第1項 建設改良費	3,166,890	△14,214		3,152,676

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	261,458	△10,844	250,614

伊勢市告示第 103 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 25 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

出雲町自治会

2 規約に定める目的

高齢化が進む社会現象は、出雲町自治会（出雲町町民）も避ける事ができない。支え合う心と支援活動を強化し、伊勢市・近隣自治会と連絡を密接にして安心安全な町づくりを進め良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。その為、自分たちの先祖が残してくれた財産（浄久寺会所・出雲公園・出雲墓地・自治会駐車場等）を適切に維持管理し、その恩恵により自治会住民間の福祉・親睦をはかる。

3 区域

中島 1 丁目 1 番～ 8 番、中島 2 丁目 1 番～ 3 番、浦口 1 丁目 4 番、 5 番

4 主たる事務所

事務所を伊勢市中島 1 丁目 3 番 5 号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

竹口 哲

伊勢市中島 2 丁目 1 番 15 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 出雲町自治会は地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 自治会総会の議決に基づいて解散する場合は、全自治会会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 25 年 12 月 9 日

伊勢市告示第 104 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
勢田 5 号線	勢田町字車沖 622 番 1 地先から 勢田町字八束 587 番 4 地先まで	平成 25 年 12 月 25 日
勢田 21 - 1 号 線	勢田町字岩崎 613 番 13 地先から 勢田町字岩崎 613 番 13 地先まで	平成 25 年 12 月 25 日

伊勢市告示第 105 号

平成 25 年 12 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 25 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 25 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 87 号

平成 25 年 12 月 22 日開催の委員会において、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

平成 25 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会

記

省略 森 裕幸

伊勢市選挙管理委員会告示第 88 号

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 25 年 12 月 22 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕 幸

記

省略

西宮 晴一

伊勢市上下水道事業告示第 34 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 25 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
333	森川鉄工所	松阪市嬉野算所町 89 番地 1	平成 25 年 12 月 10 日

様式第2号(第2条関係)

伊勢市上下水道事業告示第35号

聴聞公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、行政手続法第15条第3項第15条第3項の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

平成25年12月19日

伊勢市長 鈴木 健一 印

聴聞の件名	伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の取消し処分に係る聴聞
不利益処分の名あて人となるべき者の住所及び氏名	伊勢市柏町8-1 有限会社中部エンジニアリング 代表取締役 野村 満 松阪市垣鼻町1092-47 松阪水道有限会社 代表取締役 増井 繁貴 松阪市西町283 株式会社第一水道工業所 代表取締役 奥田 幸雄 松阪市上川町3461-62 有限会社松阪管工業 代表取締役 松本 美智也 伊勢市二見町江932 岡谷設備 岡谷 実
聴聞の期日	平成26年1月31日 午前10時
聴聞の場所	伊勢市二見町茶屋420-1 伊勢市役所二見総合支所3階第2会議室
聴聞に関する事務を所掌する部課名	伊勢市上下水道部上水道課

備考 この告示の日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

伊勢市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 79 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	西豊浜町	ラブラドル レトリバー	黒	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 12 月 19 日

3 抑留期限 平成 25 年 12 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 80 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町長屋	雑種	白茶	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 12 月 25 日

3 抑留期限 平成 26 年 1 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 81 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。